

## 前橋市市税条例の改正について（議案第123号）

資産税課

### 1 改正の理由

地方税法が改正され、下水道法に規定する一定の水質基準に適合しない下水による下水道への障害を除去するために必要な施設（除害施設）に係る固定資産税の課税標準の特例措置が見直されたことに伴い、当該除害施設に係る固定資産税の課税標準額に乗ずる特例率を改める。

### 2 内容

地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の割合を定める規定において、除害施設に係る固定資産税の課税標準額に乗ずる特例率を5分の4（現行は、4分の3）に改める。

### 3 施行期日

公布の日